

第22回年金部会委員提出資料

○井手委員提出資料	· · · · P 1
－「夫婦間の年金権分割」「離婚時における年金受給権分割」 および「遺族年金における見直し案」の整合性について	
○井手・岡本・矢野委員提出資料	· · · · P 3
－社会保障審議会年金部会の総括的な議論に関する意見	
○今井委員提出資料	· · · · P 10
－年金部会意見書	
○大澤委員提出資料	· · · · P 11
－年金部会に対する意見	
○大山・小島・山口委員提出資料	· · · · P 13
－「遺族年金制度」「離婚時の年金受給権分割制度」「障害年金」 「高齢者の就労と年金制度等」等に関する意見	
○翁委員提出資料	· · · · P 15
－年金部会への意見	
○近藤委員	· · · · P 17
－企業年金に関する意見	
○杉山委員	· · · · P 19
－年金部会意見書	
○堀委員	· · · · P 21
－「遺族年金制度」等についての意見 「福祉施設・還元融資」「国民年金保険料」についての意見	
○山崎委員	· · · · P 27
－遺族・障害・在職年金等について	

「夫婦間の年金権分割」「離婚時における年金受給権分割」および「遺族年金における見直し案」の整合性について

H15.7.24

年金部会委員

井手 明子

夫婦が婚姻継続中、離婚後、死別後どのように年金がそれぞれに給付されるべきかについては、「第3号被保険者制度の見直しについて」(第17回年金部会)、「離婚時の年金受給権分割制度について」「遺族年金制度について」(第21回年金部会)において幾つかの案があげられている。各案のいずれを選択するかを考えるにあたっては、一貫性、整合性があるかということに留意すると同時に、シングル、共働きの増加、離婚率の上昇を踏まえ、多様なライフスタイルに中立であるという視点が必要であると考える。

ここで、夫婦の報酬比例部分の年金に関し、

- ① 婚姻期間中にかかる年金権は夫婦で共同して得たものとして、給付がそれぞれに反映されるようにする。(家事、育児、介護等のために夫婦いずれかが就業を中断したことが将来の不利益とならないよう、その代償を配偶者の報酬比例部分に求める)
- ② 自ら働いて保険料を納付したことが給付額に反映できるしくみとする。
- ③ 遺族年金も含めた共働き世帯と片働き世帯の公平性を確保する。
- ④ 「離別」後の所得水準を保障すると同時に、「離別」後と「死別」後の所得保障の均衡をはかる。
- ⑤ 遺族年金における男女差を解消する。

という考え方方に立つとする。

1. 婚姻継続中の夫婦間の年金分割

「第3号被保険者制度の見直しについて」では、2号-3号の年金分割のみを想定しているが、離婚時の年金分割に関し、2号-3号だけでなく、2号-2号の婚姻期間中の保険料納付を分割できるのであれば、婚姻継続中の夫婦の年金分割についても、第3号被保険者問題の解決策としてだけではなく、2号-2号の年金分割も可能とすべきではないか。(①の考え方には、配偶者の職業の有無によって変わるべきではないし、女性の就労の増加を踏まえれば、2号-2号の世帯が増加。2号-3号の分割のみとすると就労調整で3号に留まる者が増加する可能性がある)

2. 離婚時の年金分割

年金分割により、「夫婦ふたりの老後生活を支える年金が、離婚してもなおそれぞれの生活を支えるものとなる」ことは、①と④の考え方方に合致。

3. 遺族年金

夫婦の年金分割が婚姻継続中および離婚時において実施され、「死別」「離別」後の所得が保障されれば、遺族年金の必要性は低くなるとの考え方もある。

遺族年金として夫婦の老齢厚生年金の合計額の一定割合を給付する案（受給方法IV）は自らが働いて納付した保険料および、自らの支援により配偶者が働き、納付した保険料の合計が反映されているという意味で、①、②の考え方方に合致し、③の共働き世帯と片働き世帯の公平性確保にもつながる。夫婦の年金分割と異なる点は、婚姻期間中以外の期間も含まれること及び、合計額の一定割合が年金分割の割合と同一とは限らないという点であるが、方向としては同一線上にあると考えられる。

一方、若齢遺族に関する現行制度は、夫と妻で給付の対象となる年齢が異なること、および中高齢寡婦加算があることなど、現在の女性の就業率と照らし合わせて、時代錯誤と思われる。単身世帯では、子が一定年齢になれば遺族年金を受け取れないのに対し、若齢の妻は、年齢不問で終身の遺族年金を受けるのは均衡を欠く。さらに、ほとんどの会社員の妻は、夫が55歳未満の場合および55歳以上でも、自分の老齢厚生年金を選択する比率が高いので、遺族年金を残せない。③、⑤に照らして多くの問題を有する遺族年金は、夫婦の年金分割、及び女性の就労環境の改善の前提に立った経過措置として位置づけられるべきではないか。

以上、夫婦の報酬比例部分の年金の給付を考えるにあたっては、基本となる考え方を定めた上で、婚姻継続中、離別後、死別後について整合性のある対処案の選択をすることが必要と考える。

以上

2003年7月24日

年金部会委員

井 手 明 子

岡 本 康 男

矢 野 弘 典

社会保障審議会年金部会の総括的な議論に関する意見

I. 基本的な考え方

1. 年金制度改革の基本的な視点について

- (1) 年金制度改革にあたっては、経済社会の「活力」を維持し、高齢化等の下でも「持続可能な」制度を構築することにより、国民の制度に対する「安心」を確保し、「不信・不安の払拭」を図る改革を実現することが必要である。
- (2) 具体的には、「保険料負担」を固定し、「世代間のアンバランスを解消」するとともに、「国民年金の空洞化の解消」、「世代内の負担の不公平の是正」を図り、「積立金の在り方の見直し」などを行う必要がある。
- (3) さらに、社会保障制度の負担は年金だけではない。そのため、医療、介護等も含めた社会保障の保険料負担ならびに税負担が、負担可能な水準となるように抑制すべきである。また、社会保障制度全体での給付の重複の見直しを検討すべきである

2. 公的年金制度の体系・財源の在り方

- (1) 不合理な財政調整を解消するため、1階・基礎年金と2階・報酬比例年金の財源については、保険料徴収面においても分離すべきである。
- (2) 基礎年金については広く国民で支え合う税方式へ転換を図るべきであり、2004年改正では国庫負担割合の1/2への引上げを確実に実施すべきである。
- (3) 公的年金制度の安定化と公平化を図るため、被用者年金（国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済及び厚生年金）の統合を早期に実施すべきである。

3. 財政再計算における経済前提の在り方

- (1) 社会保障制度を持続させるには経済の成長が不可欠であることに留意すべきである。わが国経済は非常に厳しい国際競争の環境下に置かれており、社会保険料を含む人件費の安易な引上げは困難である。
- (2) また、経済前提の想定においては、マクロモデル等による検証を行うとともに、超長期にわたって楽観的な物の見方は止めるべきである。

II. 負担と給付の在り方

- (1) 負担の増加と給付の抑制の繰り返しで、国民の年金制度に対する信頼を損なっている。
- (2) 既受給者の給付削減を行わず、保険料を長期間にわたって段階的に引き上げ、時間をかけて給付調整する場合、将来世代に負担増と給付削減というしわ寄せが伴う。
- (3) 世代間の公平を議論する上では、世代間の年金給付額と保険料負担の関係を明らかにするべきであり、試算結果について国民に開示すべきである。

III. 負担の在り方について

1. 基礎年金の国庫負担

- (1) 基礎年金については、すべての高齢者の基礎的な生活費の保障を行うものとして、2004年改正で国庫負担の2分の1への引上げを確実に実施すべきである。
- (2) 基礎年金国庫負担の引上げは、まず、徹底した歳出合理化による財源捻出を基本とし、その上で、老後の生活を全国民が広く公平に支え、世代間、世代内の不公平を是正する観点から、消費税の活用を検討すべきである。

2. 保険料水準

- (1) 保険料の引上げは、企業の活力を奪い、経済活性化を阻害し、さらには企業の雇用維持努力に悪影響が生じるため、安易に保険料を引き上げるべきではない。
- (2) 今回の制度改革では、保険料固定方式を採用し、負担に軸足を置いた改革を実現すべきである。医療・介護等の社会保険料負担や世代間の不公平を是正するという考え方方に立って、給付の見直し、積立金の取崩し、基礎年金部分の間接税方式への移行を進める中で、現行の年収の13.58%を極力上回らない水準で長期間固定すべきである。したがって、最終保険料率を現行水準に固定した場合、加えて、例えば15%程度に固定した場合の試算を、基礎年金の国庫負担割合を2分の1を超えて引き上げた場合ともあわせて、国民に示すべきである。

3. 国民年金の保険料徴収、免除制度の見直し

- (1) 保険料徴収を強化すべきであり、法律どおりの滞納処分や税との一体徴収を早期に行うべきである。
- (2) 徴収強化策として、国民健康保険証、パスポート、運転免許証等の取得・更新にあたっては国民年金保険料の納付実績等の提出を義務付けるべ

きである。

[IV. 給付の在り方について]

1. 給付の見直しについて

- (1) 世代間の公平を図り、持続可能な制度とするためには、負担の上昇を極力抑制する観点から、給付の徹底的な見直しを行うべきである。
- (2) 年金制度に対する国民の不信感を払拭するためには、すべての世代が痛みを分かち合うことが必要であり、既裁定年金についても、速やかに給付水準の調整対象とするべきである。
- (3) 年金給付の水準については、高齢者の支出の実態を踏まえて必要最小限に抑制すべきであり、一定の所得を有する高齢者は、支給停止又は減額を行うべきである。その際、加給年金や振替加算等について廃止すべきである。
- (4) 保険料を将来にわたり固定することを基本として、その範囲で事前に定められたルールにより給付水準が自動的に調整される仕組みとすべきである。

2. スライド制（物価スライド、マクロ経済スライド）

- (1) 物価スライドについては、法律の規定どおり、少なくとも過去3年間停止している1.7%分も反映させた後の水準を前提に検討すべきである。
- (2) 1. (2)における給付調整を行った上で、マクロ経済スライドを導入すべきである。その際は、世代間の負担と給付のアンバランスを解消するため、早期に引下げを実施していく必要があり、加えて、下限を設げずに、指標がマイナスになった場合は、名目年金額を減らすべきである。また、平均余命の伸びも加味した調整も検討すべきである。

3. 在職老齢年金

- (1) 企業の雇用政策とも関係することから、就労を阻害しない、シンプルでわかり易い制度とするよう見直しを行うべきである。
- (2) 総報酬制の導入で、前年度の賞与の1/12を加算して在職老齢年金額が計算される。定年後再雇用の場合などに在職老齢年金が大幅に削減されるため、当年度の賞与で計算されるよう見直しが必要である。

4. 支給開始年齢の引上げ

現下の厳しい雇用情勢と、支給開始年齢の引上げ途上にあることから、当面は支給開始年齢の引上げは行うべきではない。

5. 遺族年金

- (1) 若年層の遺族について、就労可能な配偶者については、遺族年金の受給期間の限度を設けるなどの見直しの必要性について検討すべきである。

- (2) 遺族年金が老齢年金化している現状からすれば、遺族年金を原則課税という考え方とすべきである。

6. 離婚時の年金受給権分割

- (1) 夫婦間の年金受給権の分割は、家族形態や世帯の資産形成、離婚の形式にも関わる問題でもあるから、個別の事情を考慮する必要があり、慎重に検討する必要がある。
- (2) また、厚生年金基金における実務対応が可能であるか等も含めて検討する必要がある。

7. 個人に対する情報提供の在り方・ポイント制

- (1) わかり易い制度とするためにポイント制が検討されているが、厚生労働省のポイント制案を採用すると、年金額の算定式が変更され実際の計算式が分かりにくくなるため、誤解が生じる可能性がある。大規模なシステム開発が必要となるのであれば、負担の実績と給付の見込みの額を対比させて通知すれば足りる。
- (2) それよりも、年金個人情報提供に向けた当面の取組（年金見込額試算対象年齢 50 歳以上への引下げ、58 歳到達者への直接本人宛通知、インターネット等を通じた照会）を確実に実施すべきである。

V. 適用問題

1. 支え手を増やす取組みについて

安易に支え手を増やすだけの議論に陥らないためにも、基礎年金の財政方式など、制度の抜本的な改革の方向性を明確にするとともに、国民年金の空洞化問題を解消した上で、「支え手」の在り方について検討を行う必要がある。

その際、現行制度の手直しで安易にとり易いところからとるという考え方であってはならない。

2. 短時間労働者への厚生年金の適用

まず、任意適用事業所で働くフルタイム従業員への適用の在り方を検討すべきである。その上で、第 1 号被保険者とのアンバランスの解消策や財政影響の試算を十分明らかにする必要がある。また、医療保険や介護保険への適用を拡大すればその影響は甚だ大きく、適用拡大による雇用の手控えといった雇用への影響、特定業種、地域経済への影響、事務負担の増加を最小限に緩和する包括的な取り組みと併せて、慎重に検討すべきである。

また、短時間労働者本人の納得が得られない可能性がある。現行の就労調整は、130 万円よりも 103 万円を意識して行っている者が多く、厚生年金の適用基準だけ見直しても就労調整は解消しないと考えられる。

3. 派遣労働者・失業者への対応

派遣労働者等については、前記の短時間労働者への適用と同様の問題がある。さらに、短期・断続的に就労する者も多いことから、事務手続きの煩雑さの増大等を踏まえて慎重に検討すべきである。

4. 次世代育成支援策

育児休業期間中の免除期間を拡充しても、その政策効果は不明確であり、義務化された育児休業期間（最長1年）の範囲内にとどめるべきである。

次世代育成支援は、年金制度の中で行うことは適当でない。それよりも、保育サービスの充実等の社会基盤の整備で考えるべきである。

5. 第3号被保険者制度の見直し

基礎年金を間接税方式とすることで、第3号被保険者制度の問題も解決できる。その際、1階・基礎年金と2階・報酬比例部分の財源分離を前提にすべきである。

第3号被保険者制度自体の見直しは、就労促進の観点から見直すべきである。第2号と第3号との間に限った年金権の分割案は、就労促進よりも、むしろ第3号被保険者に止まるものが増えることになると考えられる。

なお、厚生労働省からいくつかの案が提示されているが、直接雇用関係のない第3号被保険者の保険料について、事業主に負担を求めたり、事業主経由で徴収することは合理的ではない。

VII. 積立金の在り方

1. 年金積立金、資金運用の在り方

- (1) 積立金の運用にあたっては、長期的に必要かつ達成可能な運用収益の確保に向け、株式を含む分散投資により、適度なリスクで効率的な運用を図るべきである。望ましい積立水準については、現行の給付費の5年分程度から、高齢化のピークに向けて可能な限り抑制すべきである。
- (2) 少子化対応を進める必要はあるが、育英奨学金や教育貸付金については、すでに公的な機関で行われており、年金の積立金を本来の目的である年金給付以外の目的に流用する必要はない。

2. 還元融資・福祉施設等

年金住宅融資については、廃止すべきである。また、大規模年金保養基地グリーンピアについては、閣議決定どおり、平成17年度までにすべての施設を売却・撤退すべきである。

VIII. 私的年金等

1. 公的年金と私的年金の役割分担

(1) 老後の生活費のすべてをカバーするような公的年金の給付設計を行うのではなく、私的年金等の役割を一層高めていくべきである。

(2) 自助共助に対する政策上のインセンティブ、とりわけ私的年金に対する税制上の支援措置を充実する必要がある。

2. 企業年金

(1) 免除保険料等の凍結問題

2004 年年金改正における厚生年金基金の免除保険料引上げと最低責任準備金の凍結解除も大きな問題であるが、凍結解除に伴う過去期間に係る負担増は、自己責任の下に財政健全化を図ることが原則である。

その上で、基金責任とは言えない 2004 年制度改革によって負担が増加する部分を免除保険料率等で調整することを検討することとすべきである。なお、早期に代行返上を行った基金とそれ以外の基金で、最低責任準備金の取扱に不公平が生じないような取扱とすべきであり、免除保険料率の上下限 (2.4%~3.0%) についても撤廃し、個別化を徹底すべきである。

厚生年金基金連合会については、財政規律と情報開示の徹底とともに、資産運用による不足が発生した場合の解消方法を明らかにすることが必要である。

(2) 厚生年金基金の解散

いわゆる代行割れの厚生年金基金が解散の取扱においても、上記同様、自己責任による財政健全化が必要である。

その上で、分割納付、または、金額の特例を設けるためには、国民に対して納得のできる説明が必要となる。その場合、分割納付中に経営破綻等が生じる可能性等に対して、将来の返済が確実に行われるための措置が必要である。

(3) ポータビリティーの問題

① 確定給付企業年金からの中途脱退者の年金化

確定給付企業年金実施企業を離職・退職した従業員の脱退一時金、及び確定給付企業年金が終了した場合に分配される残余財産については、移換先を個々の確定給付企業年金の他、確定拠出年金（企業型、個人型）とすることができるようすべきである。

② 厚生年金基金からの中途脱退者の取扱の拡大

厚生年金基金を実施する企業を離職・退職した従業員の脱退一時金のうち、加算部分を確定給付企業年金又は確定拠出年金に移換することができるようすべきである。

(4) 柔軟な制度設計

経済情勢の変化に柔軟に対応できるような制度設計が容認される必要がある。とりわけ、給付減額の要件については、合意手続きの簡素化などの要件緩和について早期に見直しを行うべきである。

(5) 支払保証制度

モラルハザードを惹起する支払保証制度は、将来にわたって導入すべきではない。

VIII. 年金税制

年金税制については、世代間の公平を図るとともに、国民の自助努力を促す仕組みとして再構築することが不可欠である。

その際の基本的な考え方は、老後に備えての個々人の自助努力や世代間扶助を含めての現役世代の拠出は非課税としたうえで、高齢者を一様に弱者とみなして税制上で優遇する現行制度を見直すとともに、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底すべきである。

- (1) 高齢者世代と現役世代との間に税負担のひずみをもたらしている公的年金等控除については、原則として廃止すべきである。
- (2) 運用時非課税の原則に鑑みて、現在課税が停止されている特別法人税については、廃止すべきである。
- (3) 確定拠出年金について、国民一人ひとりの自己責任、自助努力による老後の生活保障の確保を支援するために、拠出限度額を大幅に引き上げるとともに、マッチング拠出や、脱退一時金の受給要件の緩和を含め中途引出しの容認などを行うべきである。
- (4) 確定給付企業年金制度については、自助努力支援の観点から本人拠出分の課税上の制限を撤廃すべきである。
- (5) 公的年金の給付水準の削減が不可避であるなかで、私的年金制度等の自助努力に係る税制についてもできる限り、拠出時非課税、給付時課税の徹底のもとに見直すべきである。

以上

年金部会意見書

平成15年7月24日 今井延子

日本はますます高齢化率が高まり、現役世代の負担が増えてしまいます。保険料負担をできるだけ増やす、しかも賦課方式を維持して給付水準を一定に維持するならどうしても保険料を担える人口を増やすしかありません。働きたい高齢者・女性にもできるだけ労働市場に出てもらうことが重要ではないでしょうか。これからの方針は主婦の保護から働く女性をバックアップする方向へ、そして将来的には個人単位化を貫き遺族年金制度を選択制とし、徐々に廃止していく方向で考えていくべきではないでしょうか。

遺族年金制度について検討すべき課題の高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給についてと支給要件における男女差についてですが、老齢基礎年金+（妻+夫の老齢厚生年金）×一定割合とした上で、どうしても高額になる場合は上限を決めるなどしていければ働く女性も、働く女性を妻にもつ夫も公平になると思います。また、例えば「一定割合」を1/2とし、現在夫の老齢厚生年金の3/4で遺族年金を受給している方には経過措置を設ける考えはどうでしょうか。当然、被扶養の夫55歳以上という年齢制限もはずすべきと考えます。

女性が経済的に自立するには労働・雇用の場での平等が徹底されなければなりません。それには育児・介護はどうしても障害になってきますので、その期間は休暇をとっても保険料を支払わざとも加入していたとみなし、給付額に加算されるなどの積極的かつ総合的な政策を望みます。

(1) 基本的視点一個人の選択に対する中立性と男女共同参画

- ・2003年6月27日閣議決定「骨太方針第3弾」は、日本経済の体质強化のための改革の一環として、年金制度について、「『男女共同参画社会の』理念に合致した制度に向けた改革」をポイントとしている。その「具体的手段」として、「片働き世帯を前提とした給付水準の見直し」、「第3号被保険者制度の見直し、短時間労働者の年金適用、在職高齢者についての給付のあり方の見直しなど、女性や高齢者の就労を阻害せず、働くことに中立的な制度とする」、としている。
- ・社会保障審議会の2003年6月「今後の社会保障改革の方向性に関する意見」は、「基本的視点」の1つとして、「男女間」の「公平性」確保をあげ、「ライフコースを通じて社会保障制度が個人の選択に中立的である」ことを重視している。

(2) 個人の選択に対する中立性と年金制度

- ・年金制度において個人の選択に対する中立性を確保するためには、「個人単位化」を進めることが基本であるが、これを議論する際、「個人単位化」をどう捉えてどこまで実現しようとするかを明確にする必要がある。

(参考：個人単位化の捉え方と対応－男女共同参画会議・影響調査専門調査会の報告)

- 1) 就業調整等の問題を解消することが個人単位化→パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し等
 - 2) 遺族年金制度に起因する諸問題を解決することが個人単位化
 - ① 遺族年金に関する「掛け捨て問題」→給付方法や給付の率の変更等
 - ② 遺族年金が再婚等の選択に偏りを生じさせる問題等
 - ・支給要件における明文的な男女差
→受給要件を性別ではなく、経済的要件等に置き換え
 - ・再婚しないことへの制度的誘引の問題等→年金分割制度の導入
 - ③ 遺族年金制度そのもの→中立性からは判断困難。ただし、年金分割の導入により遺族年金が必要でなくなる層が次第に拡大する可能性がある。
 - 3) 世帯類型にかかわらず所得代替率を均等化することが個人単位化→所得比例構造に一本化すれば可能
-
- ・過渡的に望ましい方法としての「年金分割」
年金分割を導入すれば遺族年金が必要でなくなる層は拡大する。また所得比例構造に一本化すると現在の男女間賃金格差の下では年金分割等が必要

- ・就業調整と年金分割

就業調整では、社会保険料や税金の負担を回避するのが主な動機であり、年金受給面についてあまり意識されていないのではないか。しかし、2号被保険者と3号被保険者の間の年金分割は認めて、2号と2号の間では認めないとすると、3号にとどまって年金分割をした方がむしろ自分の年金が増えると誤解されるおそれがある（夫の年金が減るだけなのだが）。

- ・離婚の場合だけの年金分割は、中立性の観点から問題

・現行の制度体系では、雇用就業の多様化・流動化により、2号被保険者の相対的減少、1号被保険者の増大が見込まれることに対して、対応できない。「引き続き十分に議論」とされたスエーデン方式の、相対的望ましさは、高いことに留意すべき。改革を先送りすると、厚生年金収支の赤字・積立金減少により、改革余力を失う恐れが大きい。